

令和4年 第1回 理事会

参 考 資 料

春日井市土地開発公社

## 目次

1 春日井市土地開発公社個人情報保護規程 新旧対照表	1
2 春日井市土地開発公社情報公開規程 新旧対照表	3
3 春日井市土地開発公社保有地の売却について	4

1 春日井市土地開発公社個人情報保護規程（平成15年春日井市土地開発公社規定第1号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。次号において「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(3) 要配慮個人情報 <u>行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(4)～(8)略</p> <p>(本人取得の原則)</p> <p>第5条 公社は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条から第7条までにおいて同じ。)を取得するときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人から取得しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 国、独立行政法人等 (<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) から個人情報を取得する場合において、公社が行う事務又は事業の遂行に必要な限度で取得した個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を取得することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 公社は、第30条の規定による訂正をす</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第5条第6号において「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(3) 要配慮個人情報 <u>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして理事長が規程で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p>(4)～(8)略</p> <p>(本人取得の原則)</p> <p>第5条 公社は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条から第7条までにおいて同じ。)を取得するときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人から取得しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 国、独立行政法人等 (<u>個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) から個人情報を取得する場合において、公社が行う事務又は事業の遂行に必要な限度で取得した個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を取得することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 公社は、第30条の規定による訂正をす</p>

る旨の決定（以下「訂正決定」という。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

る旨の決定（以下「訂正決定」という。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

## 附 則

この規程は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37条)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

2 春日井市土地開発公社情報公開規程（平成13年春日井市土地開発公社規定第2号）新旧対照表

現行	改正案
<p><u>（文書の開示の申出ができるもの）</u>            第5条 次に掲げるものは、公社に対し、文書の開示を申し出ることができる。</p> <p><u>（1）市内に住所を有する者</u>  <u>（2）市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u>  <u>（3）市内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u>  <u>（4）市内に存する学校に在学する者</u>  <u>（5）前各号に掲げるもののほか、公社が保有している文書の開示を必要とする理由を明示して開示を申し出る個人及び法人その他の団体</u></p> <p>附 則            1 この規程は、平成13年10月1日から施行する。            2 この規程の規定は、平成13年10月1日以降に、公社の職員が職務上作成し、又は取得した文書について適用する。</p>	<p><u>（文書開示を求める権利）</u>            第5条 何人も、公社に対し、文書の開示を申し出ることができる。</p> <p>附 則            この規程は、平成13年10月1日から施行する。</p>

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

### 3 春日井市土地開発公社保有地の売却について

#### 1 土地の概要

区画	場 所	面積 (㎡)	地目	用途地域	最低売却価格 (概算)
A	春日井市 篠木町8丁目2673番41	4,421.21	宅地	準工業地域	224,560,000
B	春日井市 篠木町8丁目2673番42	2,600.00	宅地	準工業地域	151,060,000
C	春日井市 篠木町8丁目2673番2	1,317.84	宅地	準工業地域	81,840,000

#### 2 売却方法

戸建住宅用地に限る条件を付した一般競争入札

